

別記様式（第 5 条関係）

会 議 録

会議の名称		第 2 回福津市空家等対策審議会
開催日時		令和 6 年 1 2 月 1 1 日(水) 午後 1 5 時 0 0 分から 午後 1 7 時 0 0 分まで
開催場所		福津市役所 本館 2 階 庁議室
委員名		(1) 出席委員 梅原健、橋明美、田畑攻規、森俊章、真田政明 (2) 欠席委員 なし
所管課職員職氏名		都市整備部長：長野健二 都市計画課：安永紳一郎、仲拓哉
会 議	議 題 (内 容)	・ [REDACTED] の特定空家等の解体に係る略式代執行について（報告） ・ 福津市における空家等、空家等古民家の利活用促進に係る包括連携協定について（報告） ・ 問題空家（ [REDACTED] 及び [REDACTED] ）について ・ 管理不全空家等の判断基準及び調査表について
	公開・非公開の別	☐ 公開 ☒ 非公開 ☐ 一部公開
	非公開の理由	福津市附属機関の会議の公開に関する要綱（平成 17 年福津市告示第 3 号）第 2 条第 1 項第 2 号の規定による
	傍聴者の数	—
	資料の名称	【資料 1】写真（竣工、着工前）【資料 2】略式代執行スケジュール【資料 3】空家等、空家等古民家の利活用促進に係る包括連携協定【資料 4】物件写真等（ [REDACTED] ）【資料 5】物件写真等（ [REDACTED] ）【資料 6】福津市特定空家等調査表等
会議録の作成方針		☐ 録音テープを使用した全文記録
		☒ 録音テープを使用した要点記録
		☐ 要点記録
		記録内容の確認方法
その他の必要事項		

審議内容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

○委嘱状交付

都市計画課長から委嘱状交付。

○審査会成立宣言

特定空家等審査会委員 5 名のうち、5 名の出席（1 名定刻後出席）のため、福津市特定空家等審査会規則第 5 条第 2 項により本日の審査会は成立。

○会長あいさつ

梅原会長から挨拶あり。

○審議会非公開の了承確認

極めて秘匿性が高い個人情報を取り扱う事案が主となるため、会議は非公開で行うことについて全会一致で承認。

○審議 1：[REDACTED] の特定空家等の解体に係る略式代執行について（報告）

事務局から内容を説明。

委員 意見なし。

○審議 2：福津市における空家等、空家等古民家の利活用促進に係る包括連携協定について（報告）

事務局から内容を説明。

委員 意見なし。

○審議 3：問題空家（[REDACTED] 及び [REDACTED]）について事務局から内容を説明。

真田委員 昨年度審議会事項であった上西郷の物件のブロック塀について、土留めの上にブロック積みがあるのか。

事務局 土留めの上にブロック積みがある。倒壊の恐れがある部分は、ブロックの部分。

梅原会長 津屋崎の物件につき、登記簿上枝番が 2 つ存在しているようだ。枝番の違いで特定すべき所有者が異なってくるので確認を。

事務局 相続人調査のみでなく、特定すべき所有者についても改めて確認を行いたい。

○審議 4：管理不全空家等の判断基準及び調査表について

事務局から内容を説明。

梅原会長	調査表中の「立木等」の意味について作業部会で確認を。
田畑委員	石綿の有無はどのように判断するのか。
真田委員	スレート瓦、外壁、断熱材等に石綿含まれるが、年代やメーカーによっても異なるため判断が難しい。
事務局	石綿の有無の判断が困難という意見は、作業部会でも出ている。改めて作業部会で確認をとりたい。
○その他	
梅原会長	管理不全空家等の指定について、本会での審議事項とするのか。
事務局	次年度以降、管理不全空家等の候補物件の洗い出しから始めることとなり、審議事項とすべきかは、件数次第になると思われる。条例上は審議必須ではない。
梅原会長	作業部会の案では、管理不全空家等について、一定の期間、行政指導を経て特定空家等に移行することになるが、特定空家等については審議必須か。
事務局	条例上、特定空家等指定については審議必須事項となっている。管理不全空家等から行政指導を経て特定空家等になる時に審議が必要になる。具体的な行政指導期間については、作業部会で調整中である。
梅原会長	全ての審議が終了したため、これをもって福津市空家等対策審議会を閉会する。